

第3章 平成27年地域産業連関表の作成作業の概要

3-1 作成上の基本的事項

3-1-1 対象年次

平成27年（暦年）

3-1-2 部門分類

- (1) 部門分類は、原則として財・サービスを生産する「生産活動単位」による。すなわち、「平成28年経済センサスー活動調査」等では、事業所を単位として分類され、同一事業所内で二つ以上の活動が行われている場合には、その主たる活動によって格付けされるが、地域表の部門分類では、同一事業所内で二つ以上の活動が行われている場合には、原則としてそれぞれの生産活動毎に分類する。いわゆるアクティビティベースの分類であり、商品分類に近い概念である。
- (2) 生産額（CT）の推計は、基本分類（行509×列391）である。
- (3) 統合分類は、「35部門分類」、「14部門分類」の2種類を作成した。
- (4) 平成17年表から、地域産業連関表では、地域別での個々の企業（事業所）情報を保護する観点から秘匿を行っており、平成27年表も「公表用基本分類」では行部門458、列部門367に統合している。

3-1-3 評価方法

- (1) 取引活動は、原則として「発生主義」による価格評価である。
- (2) 生産額の価格評価は、「実際価格」に基づく「生産者価格」評価である。
- (3) 生産額及び取引額には、消費税が含まれている「グロス表示」である。
- (4) 輸出入の価格評価は、普通貿易の輸出はFOB価格（本船渡し価格）、輸入はCIF価格（運賃・保険料を含む価格）の評価である。

3-1-4 輸移入の取り扱い

輸移入は、従来と同様「競争輸・移入型」で表章し、逆行列係数は、 $[I - (I - \hat{M} - \hat{N})A]^{-1}$ 型である。

〔記号の説明〕

I : 単位行列

A : 投入係数行列

\hat{M} : 輸入係数対角行列

\hat{N} : 移入係数対角行列

3-1-5 屑・副産物の取り扱い

平成17年表から、「屑・副産物」は「再生資源回収・加工処理」部門を迂回せず直接投入部門に産出し、「再生資源回収・加工処理」部門は回収・加工処理経費だけを計上する表形式を採用しており、平成27年表も同様としている。

3-1-6 取引額表及び逆行列係数表について

沖縄県産業連関表では、取引額表や逆行列係数を作成する際、以下の措置を施しているため注意されたい。

- ・地域内最終需要のうち、「生産者製品在庫純増」と「半製品・仕掛品在庫純増」は、本来、生産工場内にある在庫であるため、輸移入分は含まない。このため、輸移入係数を求める際、この分を考慮して逆行列係数表を作成している(上記2部門は自給率100%としている)。

3-2 平成27年表の特徴と変更点

3-2-1 基本分類表の作成

平成7年表では、生産額の推計及び投入額・産出額の一次推計と一次調整は、全国基本分類表に準じて推計し、それ以降の地域間の投入・産出バランスの調整は、基本分類を統合した「統合基本分類」レベルで行っていたが、平成12年表からは、従前通り基本分類で投入・産出バランス調整を行い、基本分類表を作成しており、平成27年表も平成12年表に準じている。

3-2-2 主な部門の変更

平成27年沖縄県表(公表用基本分類)における平成23年表からの主な部門の変更状況は、次のとおり。

(1) 基本分類の新設

① 6431-05 保育所

子ども・子育て支援新制度における保育サービスの重要性や経済規模等を踏まえ、「保育所」を新設する。

(2) 基本分類の統合・名称変更

① 0111-021 小麦

国内生産額が長期的に減少傾向にあり、現在は総需要額(=国内生産額)が1,000億円未満となっていることから、別掲していた輸入品の行部門を統合し、名称を「小麦」とする。

なお、取引基本表には、輸入の数値が内数として別掲される。

② 0111-022 大麦

国内生産額が長期的に減少傾向にあり、現在は総需要額(=国内生産額)が1,000億円未満となっていることから、別掲していた輸入品の行部門を統合し、名称を「大麦」とする。

なお、取引基本表には、輸入の数値が内数として別掲される。

③ 0112-021 大豆

国内生産額が長期的に減少傾向にあり、現在は総需要額(=国内生産額)が1,000億

円未満となっていることから、別掲していた輸入品の行部門を統合し、名称を「大豆」とする。

なお、取引基本表には、輸入の数値が内数として別掲される。

④ 0114-01 果実

推計に使用する「生産農業所得統計（都道府県別推計値）」の「その他果実」にはかんきつの一部が含まれていること等から、行部門「かんきつ」、「りんご」、「その他の果実」を統合し、名称を「果実」とする。

⑤ 0121-09 その他の畜産

「羊毛」については、国内生産額及び総需要額ともに1,000億円を下回っているため、行部門「羊毛」を行部門「他に分類されない畜産」と統合し、名称を「その他の畜産」とする。

⑥ 1111-09 その他の畜産食料品

平成23年表の「畜産びん・かん詰」については国内生産額及び総需要額ともに1,000億円を下回っていること及び日本標準産業分類との整合を図るため、「畜産びん・かん詰」に含まれていた食肉びん・かん詰及び「その他の食料品」に含まれていた畜産食料品を「肉加工品」に統合し、名称を「その他の畜産食料品」とする。

⑦ 1115-01 農産保存食料品

平成23年表の「農産びん・かん詰」については、国内生産額及び総需要額ともに1,000億円を下回っていること及び日本標準産業分類との整合性を図るため、「農産びん・かん詰」のうち野菜ジュース以外を「農産保存食料品（びん・かん詰めを除く。）」に統合し、名称を「農産保存食料品」とする。

⑧ 2041-02 環式中間物・合成染料・有機顔料

平成23年表の「合成染料・有機顔料」について、国内生産額が1,000億円を下回っており、かつ近年減少傾向であることから、平成27年表の列部門は「環式中間物」と統合し、名称を「環式中間物・合成染料・有機顔料」とする。なお行部門は従前通りとする。

⑨ 2061-01 化学繊維

平成23年表の「レーヨン・アセテート」について、国内生産額が1,000億円を下回っており、今後も増加が見込めないことから、平成27年表の列部門は「合成繊維」と統合し、名称を「化学繊維」とする。なお行部門は従前通りとする。

⑩ 2311-01 なめし革・革製品・毛皮（革製履物を除く。）

平成23年表の「製革・毛皮」について、国内生産額が1,000億円を下回っており、今後も増加が見込めないことから、平成27年表の列部門は「かばん・袋物・その他の革製品」と統合し、名称を「なめし革・革製品・毛皮（革製履物を除く。）」とする。なお行部門は従前通りとする。

⑪ 4611-02 事業用発電（火力発電を除く。）

平成27年では、事業用原子力発電実績のある事業所が1事業所のみであり、個別の国内生産額が明らかになることが統計技術的観点から望ましくなく、平成23年表の「事業用原子力発電」と「水力・その他の事業用発電」を統合する。また、これに伴い、名称を「事業用発電（火力発電を除く。）」とする。

なお、休止中の事業所に係る投入額については、本部門の内訳に含まれる。

⑫ 5789-06 航空施設管理

SNAとの整合性を確保するため、自動車安全特別会計空港整備勘定については、「航空施設管理」の範囲へ含めて整理する。

(3) 基本分類の分割・名称変更

① 5789-02 水運施設管理（国公営）★★

SNAとの整合性を確保するため、「公営事業会計__地方公営企業__港湾事業」について、既存の「水運施設管理★★」から分割して整理し、名称を「水運施設管理（国公営）★★」とする。

② 5789-05 航空施設管理（公営）★★

SNAとの整合性を確保するため、自動車安全特別会計空港整備勘定については、既存の「航空施設管理（国公営）★★」から「航空施設管理」の範囲へ変更し、名称を「航空施設管理（公営）★★」とする。

③ 5911-03 電気通信に附帯するサービス

日本標準産業分類（平成25年10月）の小分類373「電気通信に附帯するサービス業」に準拠するため、平成23年表の「その他の通信サービス」に含まれていた有線放送電話を「固定電気通信」に統合。また、簡易郵便局の郵便事業及び郵便切手類販売所（手数料）を「郵便・信書便」に統合し、かつ、平成23年表の「その他の通信サービス」を「電気通信に附帯するサービス」に名称変更する。

(4) 基本分類の統合

① 0115-099 他に分類されない食用耕種作物

油糧作物の国内生産額は1,000億円を下回っており、推計資料も整備されていないこと、また、「他に分類されない食用耕種作物」の国内生産額及び総需要額が1,000億円を下回っていることから、行部門「油糧作物」を行部門「他に分類されない食用耕種作物」に統合する。

② 0152-01 素材

国内生産額、輸入額ともに長期的に減少傾向にあり、特に輸入は総需要額（＝輸入額）が1,000億円未満となっていることから、別掲していた輸入品の行部門を統合する。
なお、取引基本表には、輸入の数値が内数として別掲される。

③ 0171-01 海面漁業

国内生産額、輸入額ともに減少傾向にあり、特に輸入は総需要額（＝輸入額）が1,460億円と小さいことから、別掲していた輸入品の行部門を統合する。
なお、取引基本表には、輸入の数値が内数として別掲される。

④ 0629-09 その他の鉱物

平成23年表の「金属鉱物」について、国内生産額が1,000億円を下回っており、投入構造も類似していることから、平成27年表の列部門は「その他の鉱物」と統合する。なお、行部門は従前通りとする。

⑤ 1129-02 清涼飲料

平成 23 年表の「農産びん・かん詰」については、国内生産額及び総需要額ともに小さいこと及び日本標準産業分類との整合を図るため、「農産びん・かん詰」のうち野菜ジュースを本部門に統合する。

⑥ 2229-09 その他のゴム製品

平成 23 年表の「ゴム製・プラスチック製履物」について、国内生産額が 1,000 億円を下回っており、今後も増加が見込めないことから、平成 27 年表の列部門は「その他のゴム製品」と統合する。なお、行部門は従前通りとする。

⑦ 5312-01 生命保険

社会保障基金に該当しない年金基金については、J S N A の経済活動別分類では「保険業（生命保険）」部門に含まれていることとの整合性を図るため、平成 23 年表の「社会保険事業★★」に含まれていた社会保障基金に該当しないもの（国民年金基金、国民年金基金連合会、厚生年金基金、企業年金基金、企業年金連合会、独立行政法人農業者年金基金（旧年金を除く）、独立行政法人中小企業基盤整備機構（小規模企業共済勘定）、独立行政法人勤労者退職金共済機構等）を本部門に統合する。

⑧ 5791-01 郵便・信書便

中分類『通信』を見直した結果、「その他の通信サービス」に含まれていた日本標準産業分類 862「郵便局受託業」の郵便に係る活動を統合する。

⑨ 5911-01 固定電気通信

日本標準産業分類（平成 25 年 10 月）の小分類 371「固定電気通信業」に準拠するため、平成 23 年表の「その他の電気通信」及び「その他の通信サービス」に含まれていた有線放送電話を統合。ただし、日本標準産業分類の小分類 371「固定電気通信業」のうち、サーバ・ハウジング・サービス、サーバ・ホスティング・サービスを除く活動を範囲とする。

⑩ 9113-000 その他の給与及び手当

2008 S N A に照らして、娯楽・スポーツ費は雇用者所得として扱うことが適当であるため、平成 23 年表で「福利厚生費」に含まれていた娯楽・スポーツ費を本部門に含める。

⑪ 9211-000 営業余剰

地方法人特別税は、法人事業税の税率を引き下げ、法人事業税と同様の課税標準に対して課税するものであることから、法人事業税と同様の取扱いをすることが適当であるため、平成 23 年表で「間接税（関税・輸入品商品税を除く。）」に含まれていた地方法人特別税を本部門に含める。

⑫ 調整項

事業所によっては、国内向け・輸出向けにかかわらず卸売に財を一括で卸している場合もあると考えられ、当該事業所にとって、間接輸出される財が国内向けか区別しづらい状況もある。このため、間接輸出を把握している統計調査はほとんどない。したがって、基礎資料の状況から、現行の各財の国内生産額（基本分類よりも細かい 10 桁分類別に推計）の推計精度よりも、調整項の精度は劣ると考えられる。そのため調整項については、調整項部門自体は削除するものの、調整項相当額を各部門の取引額から控除せず、輸出部門に計上する形として、その推計によって国内生産額に影響を及ぼさない対応とする。

(5) 基本分類の分割

① 1611-02 合板・集成材

「床板製造業」については、日本標準産業分類の改定（平成 25 年 10 月）により小分類「122 造作材・合板・建設用組立材料製造業」に細分類「1228 床板製造業」として移動したこと。一方、産業連関表の部門「合板・集成材」に含まれる品目のうち床板以外は木（素材、製材）を原料とする一次加工品であることから、平成 23 年表で本部門に含まれていた床板を本部門から分割し、列部門「その他の木製品」、行部門「建設用木製品」に統合する。

② 5789-03 水運施設管理

SNAとの整合性を確保するため、既存の「水運施設管理★★」を分割し、本部門を特掲する。

③ 6431-01 社会保険事業★★

社会保障基金に該当しない年金基金について、JSNAの経済活動別分類では「保険業（生命保険）」に含まれることとの整合を図るため、平成 23 年表で本部門に含まれていた社会保障基金に該当しないもの（国民年金基金、国民年金基金連合会、厚生年金基金、企業年金基金、企業年金連合会、独立行政法人農業者年金基金（旧年金を除く。）、独立行政法人中小企業基盤整備機構（小規模企業共済勘定）、独立行政法人勤労者退職金共済機構等）を分割し、「生命保険」に統合する。

④ 6721-01 飲食店

「飲食サービス」の国内生産額が 25 兆円（平成 23 年）と大きいこと、日本標準産業分類の中分類をまたがって部門が設定されていたものを中分類と整合を図ること、かつ、経済センサスにおいて中分類に対応した売上げを把握できるようになったことから、「飲食サービス」を「飲食店」及び「持ち帰り・配達飲食サービス」に分割する。

⑤ 6721-02 持ち帰り・配達飲食サービス

「飲食サービス」の国内生産額が 25 兆円（平成 23 年）と大きいこと、日本標準産業分類の中分類をまたがって部門が設定されていたものを中分類と整合を図ること、かつ、経済センサスにおいて中分類に対応した売上げを把握できるようになったことから、「飲食サービス」を「飲食店」及び「持ち帰り・配達飲食サービス」に分割する。

⑥ 7111-003 福利厚生費

娯楽・スポーツ費についての概念精査を踏まえ、平成 23 年表で本部門に含まれていた娯楽・スポーツ費を「その他の給与及び手当」に含める。

⑦ 9411-000 間接税（関税・輸入品商品税を除く。）

地方法人特別税は、法人事業税の税率を引き下げ、法人事業税と同様の課税標準に対して課税するものであることから、法人事業税と同様の取扱いをすることが適当であるため、平成 23 年表で本部門に含まれていた地方法人特別税を「営業余剰」に含める。

(6) 基本分類の分割・統合

① 1119-09 その他の食料品

平成 23 年表の「畜産びん・かん詰」については国内生産額及び総需要額ともに 1,000 億円を下回っていること及び日本標準産業分類との整合を図るため、「畜産びん・かん詰」

のうち調理特殊かん詰を本部門に統合する。また、本部門に含まれていた畜産食料品を分割し、「その他の畜産食料品」に統合する。

(7) 小分類の統合

① 1111 畜産食料品

「食肉」と「畜産食料品」を分割していたが、「食肉」は日本標準産業分類「091 畜産食料品製造業」を含む部門であることから小分類を統合する。

(8) 内容変更・名称変更

① 3211-04 フラットパネル・電子管

平成 23 年表において「電子管」の定義・範囲を 17 年表から変更しなかったため、日本標準産業分類の第 12 回改定時に新設された細分類 2815「液晶パネル・フラットパネル製造業」の内訳である「その他のフラットパネル」が「その他の電子部品」に旧来のまま含まれており、結果として細分類 2815 は「電子管」、「液晶パネル」及び「その他の電子部品」の 3 部門にまたがって定義されていた。平成 27 年表ではこれを「電子管」と統合し、名称を「フラットパネル・電子管」とする。

② 3299-01 記録メディア

平成 23 年表の「磁気テープ・磁気ディスク」の国内生産規模が縮小してきていること、また日本標準産業分類の第 12 回改定時に新設された小分類 283「記録メディア製造業」に準拠させるため、「その他の電子部品」に含まれていた「半導体メモリメディア」を統合し、名称を「記録メディア」とする。

(9) 内容変更

① 1619-09 その他の木製品

日本標準産業分類の第 13 回改定により、細分類 1213「床板製造業」が細分類 1228 に項目移動された。これを踏まえ、平成 23 年表の「合板・集成材」に含まれていた「床板」を列部門「その他の木製品」及び行部門「建設用木製品」に統合する。

② 3299-09 その他の電子部品

前述のとおり、平成 23 年表の「その他の電子部品」に含まれていた「その他のフラットパネル」を「フラットパネル・電子管」に、「半導体メモリメディア」を「記録メディア」にそれぞれ統合する。

③ 7411-00 国内総固定資本形成（公的）

2008 SNA に照らして、「研究・開発の国内総固定資本形成への計上」、「所有権移転費用の扱いの精緻化」、「防衛装備品の国内総固定資本形成及び原材料在庫純増への計上」に対応するため、定義・範囲を拡張。また、建築に係る「建設補修」部門の産出のうち、機能や耐用年数の向上を伴う工事は固定資本形成と見なし、同部門に含める。

④ 7511-00 国内総固定資本形成（民間）

2008 SNA に照らして、「研究・開発の国内総固定資本形成への計上」、「所有権移転費用の扱いの精緻化」に対応するため、定義・範囲を拡張。また、建築に係る「建設補修」部門の産出のうち、機能や耐用年数の向上を伴う工事は固定資本形成と見なし、同部門

に含める。

⑤ 7611-04 原材料在庫純増

2008 SNAに照らして「防衛装備品の国内総固定資本形成及び原材料在庫純増への計上」に対応するため、定義・範囲を拡張。

3-3 県内生産額の推計方法

県内生産額は、平成27年全国表の部門分類に従って細分化された約3,600品目のそれぞれについて、「地域産業連関表作成基本マニュアル」に基づき出来る限り各地域共通の統一的な推計方法を取り、これを行509部門、列391部門に統合した。

推計方法は、財については、地域別生産数量の対全国比×全国生産額などによった。

(1) 利用した主な資料

- ① 農 林 水 産 業…各種生産費統計
- ② 鉱 業…経済センサスー活動調査
- ③ 製 造 業…経済センサスー活動調査
- ④ 建 設…建設統計年報、建設工事受注動態統計調査
- ⑤ 電 力 ・ ガ ス…経済センサスー活動調査、電気事業便覧 ほか
- ⑥ 運 輸 ・ 郵 便…経済センサスー活動調査、旅客地域流動調査、陸運統計要覧 ほか
- ⑦ サービス・他…経済センサスー活動調査、住宅・土地統計調査、通信産業基本調査、地方財政統計年報、学校基本調査、医療施設調査 ほか

(2) 県内生産額の対象範囲

我が国における全国表の生産範囲は、「国内概念」であり、領土内において行われた生産活動に限定されている。すなわち、我が国の領土内にある外国公館、駐留軍及び国際機関を除き、日本の在外公館を含める。また、企業が外国で行った生産活動を除き、外国籍企業の在日支店、代理店等が行った生産活動を含む範囲である。

県表でも全国表の「国内概念」に準じ、以下のような「県内概念」をとる。

一般的に、鉱工業の生産活動は特定地域に所在する事業所内において行われるので、その事業所の生産額を計上すればよい。しかし、農林水産業、建設業、商業、運輸、通信やサービスなどは、事業所の所在地にかかわらず地理的な境界線を越えて、他の地域で生産活動を行うことが多く、さらに資料上の制約から、実際には生産「地域」をめぐってさまざまな概念が混在している。

以下は、特に県表での生産額の対象範囲を整理したものである。

- 漁業の生産額は、実際に漁を行っている海上ではなく、水揚げした市場において計上する。
- 貨物輸送の生産額は、輸送活動をしている道路や鉄道上に計上するのではなく、貨物を集荷した事業所の所在地に、その売上げを計上する（事業所主義）。
- 一方、鉄道旅客輸送は、貨物輸送のような「事業所主義」をとらない。地域内における「輸送旅客数×走行キロメートル」の合計で事業収入を案分したものを地域の生

産額とする。したがって、この場合は、鉄道線路上に生産額を計上するという概念である。

○また、航空輸送は、飛行機のように県境及び国境を越える交通機関については、発生主義により乗船・搭乗した地域の生産額として計上する。

○ さらに、建設は、建設会社の所在地ではなく建設活動を行っている現場に生産額を計上する（属地主義）。したがって、極端な場合、建設会社がほとんどない地域であっても大きな建設の生産額が計上される。このような場合には、単純に雇用分析ができないので注意する必要がある。

また、外国に所在する日本の在外公館は東京に格付けるものとする。

なお、政府や民間非営利団体が提供する財・サービスのように必ずしも生産原価が完全には回収されない価格又は無料で提供される財・サービスの生産額は、原則として生産に必要な経費の積み上げをもって計上する。

(3) 県内生産額の価格評価

県内生産額の価格評価の具体的な事例は、次の通りである。

- ① 製造工業製品等は、生産者出荷価格で評価する。生産者価格とは、本社や営業所の経費や利潤配当分を含むいわゆる企業の工場出荷価格に相当する。
- ② 製造小売業の生産活動は、製造活動と小売活動を分離し、それぞれ該当する部門の県内生産額に計上される。
- ③ 中古品は、取引マージンのみが「コスト商業」として商業部門に計上される。
- ④ 事業所の区画が明確にならない産業、例えば、林業、漁業、砂利採取業等の生産品については、生産地に最も近い市場における価格で評価される。
- ⑤ 土地の取引に関しては、仲介手数料や造成・改良費のみが計上される。
※土地そのものは「概念上」中古品の扱いとなるため含めない。
- ⑥ 間接税のうち、財の生産段階で課せられる税は、直接の納税者である生産部門の生産額に含め、流通段階で課せられる税は、商業の生産額に含める（ただし、軽油取引税については、同一行程で生産される他の石油製品との関係を考慮し、特にこれを生産段階での課税として処理する）。
- ⑦ 自家生産・自家消費品の生産者価格評価は、市中の製品価格を基準とする。
- ⑧ 半製品・仕掛品の在庫増減についての価格評価は、原則として年初と年末の平均価格による。
- ⑨ サービスは、サービスの提供を受けるものが負担する価格で評価し、生産者価格と購入者価格が同額となる。
- ⑩ 金融・保険、住宅賃貸料（帰属家賃）等の部門の生産額の評価は、帰属計算によって行っていたが、前回平成23年表から金融についてはF I S I Mにより産出している。
- ⑪ 非市場生産者（一般政府）と非市場生産者（対家計民間非営利団体）の生産額の評価は、原則としてその経費の総額による。

(4) 特殊な扱いをする部門

① 中間製品の扱い

平成27年表では、平成23年表と同様に「熱間圧延鋼半製品」は中間製品として部門を計上した。

② コスト運賃及びコスト商業

県表では、全国表にはない移出入による財の取引額が計上されていないにもかかわらず、単に運賃・商業マージンの移出入額のみが計上されている場合がある。例えば、A県で生産した商品をB県の家計が消費し、その輸送と販売者（商業者）がそれ以外のC県の事業者であるような場合、当該B県の家計消費支出には、その商品と運輸・商業マージンが計上され、商品はA県からの移入として計上されるのに対し、運輸・商業マージンは、C県からの移入となる。一方、C県からみると、何ら財の移出がないのに運輸・商業マージンのみがB県の家計消費支出に移出されることになる。このようなことが県表では実際に生じることから一般的にコスト運賃及びコスト商業のような取り扱いを行う必要がある。しかし、これらの値を実際に推計することは困難であるため、推計はそれぞれの県の生産額から、県内需要で取引された運輸・商業マージンに、輸移出の際に生じた運輸・商業マージンを加えた差分をコスト運賃・コスト商業として扱い、移出入に計上している。そのため、県によっては非常に運輸・商業の移出入が大きい場合があるが、これは、全国表でみれば財の移動に伴う運輸・商業マージンであるが、ある県からみればコスト的な扱いの運輸・商業マージンが計上されているためであるといえる。

3-4 その他注意を要する部門・概念の解説

3-4-1 公的金融（FISIM）、民間金融（FISIM）

当該部門は、平成17年表では、「公的金融（帰属利子）」、「民間金融（帰属利子）」として、生産額は「帰属利子」＝「貸付金に対する受取利子」－「預貯金に対する支払利子」として、帰属計算を行い計上していた。

平成23年表では、93、08SNAに沿ってFISIMを導入し、帰属利子方式を採用していることにより生じていた産業連関表上のバランス調整の問題の解消及び日本標準産業分類との整合性を図っており、平成27年表も同様である。

「FISIM」の生産額は、概念上は「借り手側FISIM」＋「貸し手側FISIM」とし、「借り手側FISIM」は、「貸出残高総額」×（「運用利率」－「参照利率」）。「貸し手側FISIM」は、「預金残高総額」×（「参照利率」－「調達利率」）とする。

また、自動車ローン及び教育ローン等の住宅ローン以外の家計向けローンについては、平成17年表では68SNAの概念上、中間需要部門に産出することになっていたため、家計消費支出への産出は行わず分類不明に産出していたが、平成23年表では、FISIMの概念を導入することにより、家計消費支出に産出することとしており、平成27年表も同様である。

3-4-2 移出入

① 移出は輸出と同様に、生産地域で計上し、移入も輸入と同様に消費地域で計上する。

なお、輸出と移出の合計が「生産額－生産者製品在庫純増－半製品・仕掛品在庫純増」を超えてはならず、また移入と輸入の合計が「県内需要－生産者製品在庫純増－半製品・仕掛品在庫純増」を超えてはならない。

対家計民間非営利サービス生産者（★印）や政府サービス生産者（★★印）に格付けられた個別的消費に該当する部門の産出推計にあたり、これらの部門の移出入は家計消費において生じるので、自県の家計消費支出の額以上に他県から移入されることはあり

得ない。例えば、埼玉県に居住する者が東京都に所在する国立大学に通った場合、学校教育（国公立）を東京都から埼玉県へ移出することになるが、当然この額は、埼玉県の家計消費支出における学校教育（国公立）の額を超えることはない。

② 地域外通勤者、旅行者の移出入

一般的に、県表では粗付加価値側である生産勘定は県内概念、最終需要側の家計消費は県民概念の推計になっている。全国表の場合は、それらの調整を輸出入の直接購入で行っているが、県表では直接購入に該当する部門がないため、それらも含めて移出入額の中に取り込んで推計する。

③ 本社・営業所等経費の移出入

県表では本社部門を設けないため、本社・営業所等における経費については、本社・営業所等のある場合は移出、それら以外の場合は移入するものとする。なお、本社・営業所等に勤務する従業員の雇用者所得や家計外消費についても、同様の扱いとする（次項を参照）。

3-4-3 本社営業所等の活動経費

全国表では、本社・営業所等の経費は国内にある限り、製品コストの一部として構成されるため、たとえ異なる地域にあっても問題とならないが、県表では問題が生じる。地域で見ると、生産事業所のある県と本社のある県が異なっている場合が多く、取り扱いに注意が必要である。

県表における生産額は、その多くが、「生産数量×単価」として推計され、それぞれ生産工場の所在地において計上される。

企業は、各工場の生産物を販売することによって生産活動に必要な全ての経費を賄っており、当該工場所在地に計上された「生産額」の中（正確には単価）には、それを生産するための原材料や燃料など工場の諸経費だけではなく、本社・営業所等経費、つまり狭義には総務・企画・営業部門、広義には研究開発費、販売費、交際費、本社における広告費などを含む全ての経費が含まれている。したがって、工場と本社・営業所等が同一地域なら問題ないが、それぞれ異なる地域に所在している場合の取り扱いが問題となる。

本社・営業所等経費の取り扱いについて、県表では様々な方法が考えられるが、平成27年表では平成23年表と同様に本社・営業所等経費を財・サービス別に移入して投入する方法を採用した。

上記採用方法について自動車部門を例に、全国で100の自動車の生産があり、それを地域別にみたとき、A地域は自動車の生産事業所のみあり、そこでの生産は80、B地域はその本社があり、本社では管理・販売活動として20の生産を行っているとした場合で考える。

〈自動車部門の工場及び本社営業所活動例〉

地域内訳 投入内訳	合計	A地域	B地域
		工場所在の 生産地域	経費のみ発生の 本社・営業所等地域
原材料費	55	50	5
粗付加価値	45	30	15
生産額	100	80	20

「本社・営業所等経費を財・サービス別に移入して投入する方法」は、本社・営業所等が他地域にあっても、架空的に自動車を生産している地域に本社・営業所等も存在しているものとみなして推計する方法である。

つまり、自動車を生産しているA地域の生産額を100、本社・営業所等地域の生産額を0とし、生産事業所の投入パターンに本社・営業所等部門の投入パターンを付加したものをA地域の生産事業所の投入とするものである。

一方、本社・営業所等のあるB地域は本社・営業所等で使用する財・サービス等の原材料費及び粗付加価値を直接移出する方法である。

A地域 工場所在の生産地域

	自動車部門	消費費	投資資	輸出入	移出入	移入	生産額
自動車部門	55		(100)			▲5	100
粗付加価値	45					▲15	
生産額	100					▲20	

B地域 経費のみ発生の本社・営業所等地域

	自動車部門	消費費	投資資	輸出入	移出入	移入	生産額
自動車部門					5		0
粗付加価値					15		
生産額	0				20		

この方法では、本社・営業所等の諸経費を財・サービス及び粗付加価値ごとに工場経費と合わせて工場所在地に計上する。

つまり、工場所在地の投入額には、その地域に所在しない本社・営業所等の諸経費が一緒になって計上されており、例えば、雇用者所得も工場従業者のみならず本社・営業所等の従業者分も含まれている。

他方、本社・営業所等所在地には、本社・営業所等の活動に係る経費の積み上げである「生産額」がいったい計上されず、ただ工場所在地への移出ベクトルに本社・営業所等の諸経費が財、サービス及び粗付加価値ごとに計上されるのみである。これら本社・営業所等に係る財・サービス及び粗付加価値について、工場所在地は本社・営業所等所在地から「本社サービス」として移入し、本社・営業所等所在地は同サービスを工場所在地へ移出することによってバランスをとる。

この方法は、アクティビティごとの投入構造を正確にとらえているものの、工場が使用していない財・サービス及び粗付加価値まで工場所在地に計上されることから、工場所在地域では投入・産出ともに過大評価になり、逆に本社・営業所等所在地域ではその分過少評価になる。そのため、県内GDPの推計等においては、第4象限に記載されることになる粗付加価値の移出入分を考慮する必要がある。

3-5 県産業連関表と県民経済計算の関係

県産業連関表と県民経済計算は、双方とも都道府県という行政区域を単位として、一定期間

における経済活動の成果を計測するものである。

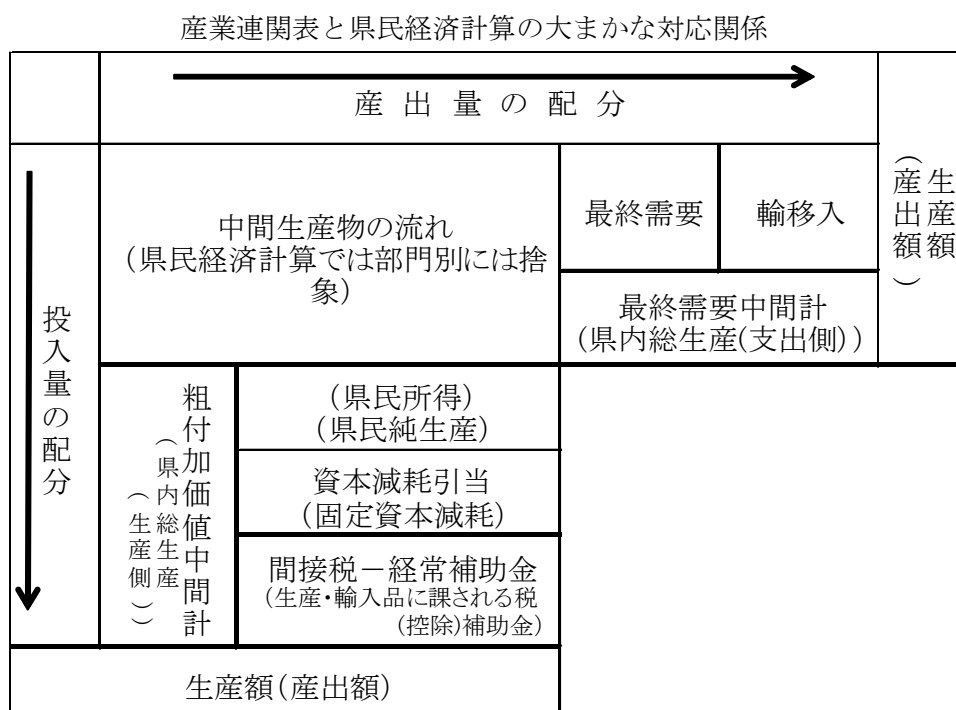
県民経済計算は、県内あるいは県民の経済循環と構造を生産・分配・支出等各方面にわたりマクロ的に把握することにより、県経済の実態を体系的に明らかにするものである。

これに対し、産業連関表は、県民経済計算では考慮していない商品別中間生産物の取引を詳細に捉えることに視点を置いている。

また、産業間の生産技術的な連結を明示的に捉えるため、各部門間の取引は経常的な財・サービスの取引に限られ、所得の受払いや金融収支に関する取引は除かれている。

このように両者はその対象を同じくしているが、統計として基本的な性格に違いがある。

もともと県民経済計算の計数と産業連関表の外生部門（粗付加価値及び最終需要）の計数とは、同じ県民経済の循環を捉えたものであり、本来一致すべきものであるが、産業連関表と県民経済計算はそれぞれ独自の概念規定があり、そのままの形では完全には一致しない。大まかな対応関係は、次のとおりである。



注：() 内が県民経済計算にほぼ対応する部分。県内としてあるのは、県産業連関表が県内概念を取っているため、これに準じたもので、県民所得に若干の概念調整を施せば県産業連関表と一致する。県民経済計算では、生産及び支出を県内概念、分配を県民概念で捉えている。

産業連関表と県民経済計算の項目別の大まかな対応は次のとおりである。

産業連関表	調整項目	県民経済計算
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">最終需要計 －輸移入計(※)</div> $= \left[\begin{array}{l} \text{家計外消費} \\ + \text{民間消費} \\ + \text{政府消費} \\ + \text{固定資本形成} \\ + \text{在庫純増} \\ + \text{輸移出} \\ - \text{輸移入(※)} \end{array} \right]$	$+ \text{(輸入品商品税} \\ + \text{関税)(※)}$ $- \text{家計外消費}$	$\div \text{県内総生産(支出側)}$
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">粗付加価値計</div> $= \left[\begin{array}{l} \text{家計外消費} \\ + \text{雇用者所得} \\ + \text{営業余剰} \\ + \text{資本減耗引当} \\ + \text{間接税} \\ - \text{経常補助金(※)} \end{array} \right]$	$+ \text{(輸入品商品税} \\ + \text{関税)(※)}$ $- \text{家計外消費}$	$\div \text{県内総生産(生産側)}$
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">県内生産額</div> $= \left[\begin{array}{l} \text{中間投入計} \\ + \text{粗付加価値計} \end{array} \right]$ $= \left[\begin{array}{l} \text{中間需要計} \\ + \text{最終需要計} \\ - \text{輸移入(※)} \end{array} \right]$		$\div \text{生産者価格表示の} \\ \text{産出額}$

(※)「経常補助金」、「輸移入」、「輸入品商品税」、「関税」は産業連関表上マイナスで表記されているが、ここでは「絶対値」で扱っている。

主な相違点は次のとおりである。

- (1) 作成作業の対象期間は、県民経済計算は会計年度であるが、産業連関表は暦年。
- (2) 部門分類は、県民経済計算では事業所ベースで分類しているのに対し、産業連関表ではアクティビティベースで分類している。
- (3) 対象地域は、県民経済計算では県経済を把握するため県内概念（属地主義）と県民概念（属人主義）で捉えているのに対し、産業連関表は県内概念（属地主義）である。
- (4) 産業連関表は家計外消費支出を粗付加価値及び最終需要の一部として計上しているが、県民経済計算は中間取引の一部としており粗付加価値、最終需要には計上しない。
- (5) 県民経済計算体系における県内概念とは、県という行政区域内での経済活動を、たずさわった者の居住地に係わりなく把握するのに対して、県民概念は県内居住者の経済活動を、生産地域に係わりなく把握するものである。なおここでいう居住者には、個人のみならず法人企業、政府機関等も含まれる。
- (6) 平成12年以降は国民（県民）経済計算及び全国表とも社会資本の資本減耗引当を計上しているが、県表では推計上の困難性、産業連関分析上の影響、帰属計算したものを最終需要に計上することによりGDPが過大になることなどの理由により、従来から社会資本の資本減耗引当を計上していない。
- (7) 本社・営業所等の扱いについては、県表が本社・営業所等経費を工場所在地が本社・営業所等所在地から移入して投入する方式により取り込んでいるのに対し、県民経済計算では東京都を除き取り込んでいない。
- (8) 県外通勤者経費については、県表では県外通勤する者はいないと仮定して計上していないが、県民経済計算では県民雇用者報酬と県内雇用者報酬の差として、県外通勤者にかかる雇用者所得が計上されている。